

平成30年 第1回定例会

# 道志村議会会議録

平成30年3月7日 開会

平成30年3月16日 閉会

道志村議会

平成三十年 第一回〔三月〕定例会

平成三十年 第一回〔三月〕定例会

道志村議会議録

道志村議会議録

## 平成30年第1回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	8
○議事日程の報告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○一般質問	12
佐藤一仁君	12
山口博康君	21
佐藤和彦君	26
佐藤進君	32

### 第 2 号 (3月9日)

○議事日程	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため議場に出席した者の職氏名	40
○開議の宣告	41

○議事日程の報告	4 1
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 2 4 号から議案第 3 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 9

### 第 3 号 (3月16日)

○議事日程	5 5
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○職務のため議場に参加した者の職氏名	5 6
○開議の宣告	5 8
○議事日程の報告	5 8
○日程の追加	5 8
○議案第 3 号から議案第 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 6 号から議案第 1 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 1 8 号から議案第 1 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 2 0 号から議案第 2 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第 3 2 号から議案第 3 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○閉会中の継続調査について	8 0
○村長挨拶	8 0
○閉議の宣告	8 1
○閉会の宣告	8 1
○署名議員	8 3

平成30年第1回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月27日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 平成30年3月7日(水)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
7番	山口博康君	8番	大田博文君
9番	池谷高明君	10番	佐藤一仁君

---

不応招議員（なし）

---

## 平成30年第1回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定の件
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1 号 道志村副村長の定数を定める条例
- 第 5 議案第 2 号 道志村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第 3 号 道志村いじめ防止対策推進条例
- 第 7 議案第 4 号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第 5 号 道志村課設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7 号 道志村交流活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8 号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9 号 道志村観光施設等事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例

- 第 1 9 議案第 1 6 号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 議案第 1 7 号 「道志の湯」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 議案第 1 8 号 道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 2 2 議案第 1 9 号 道志村立観光農園の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第 2 3 議案第 2 0 号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 道志水源の森の指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度道志村一般会計補正予算（第 5 回）
- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度道志村介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度道志村一般会計予算
- 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度道志村後期高齢者医療特別会計予算

---

出席議員（10名）

1番 佐藤長久君

2番 菅谷政文君

3番 佐藤和彦君

4番 杉本孝正君

5番 佐藤進君

6番 出羽和平君

7番 山口博康君

8番 大田博文君

9番 池谷高明君

10番 佐藤一仁君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 長田富也君

総務課長 山口晃司君

住民健康課長 山口亮君

産業振興課長 佐藤万寿人君

教育課長 諏訪本栄君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤太清君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第1回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○村長（長田富也君） 平成30年第1回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに3月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り感謝申し上げます。また、日ごろの精力的な議会活動に対しましても、この場をおかりし感謝申し上げる次第であります。

さて、先月は、平和とスポーツの祭典である、冬季オリンピック大会が、お隣の国、韓国、平昌で開催され、日本からも多くの選手が出場しました。結果は、過去最多の13個のメダルを獲得し、見る者に感動や勇気を与え、17日間の熱戦に幕を閉じました。

そして、そのバトンは2020年東京オリンピック大会に引き継がれたのであります。報道などにおいて、東京オリンピック自転車ロードレースが東京都を出発し、富士スピードウェイを終点とするコース案が報じられており、国道413号を通過することも有力視されておりますが、正式ルートは現地踏査などを行い、その結果に基づいた国際自転車競技連合の判断によりますので、期待を持って待とうと考えているところであります。また、想定に基づき、各種事前準備は県関係町村と連携をとりながら、取り組んでいきたいと思うところであります。

さて、現在審議を続けております通常国会は、働き方改革国会とも言われ、関係法案が審議されているところですが、政府は裁量制の導入は、断念するものの高度プロフェッショナル制度創設は堅持する考えを示したところであります。高収入の金融ディーラーや研究開発職など、時間ではなく、成果で評価される働き方、時間や場所にとらわれないテレワークの推進は、本村で取り組んでおりますサテライトオフィス誘致構想にも通じるもので、今後の法案審議の行方を見守りたいと思うところであります。

さて、平成30年度に向けて、初心を若干述べさせていただきますと、まず、策定中のサテライトオフィス誘致構想であります。徳島で成功事例を持つ、株式会社あわえに業務を委託し、近く構想がまとまる予定となっており、今後、その構想に沿って企業の誘致活動を展開する考えであります。

内容は、神地地区にあります交流促進施設を利用し、ITや芸術、研究のためのコア施設として、企業に一時的に開放し、将来、道志村へ定借を促すことが目的でありまして、企業が地域に溶け込み、村と一緒に地域課題を解決しながら、企業のメリットにつなげる循環型のサテライトオフィス構想となっております。構想がまとまり次第、議会、村民の皆さんにもご説明し、ご理解のもとで事業展開を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、高校生の通学、通塾支援であります。昨年、ご父兄へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、30年度中に国の通学支援実証運行事業を導入し、試行運行をしたいと考えております。試行運行の詳細については、まだ試行錯誤の部分もありますが、平成31年度本格実施に向けて準備のためスタートさせたいと考えております。

次に、一戸建て住宅の建設であります。現在、移住対策として、移住希望者の案内を、移住交流センターを中心に行っておりますが、住むところがないところから、積極的な案内ができない状況にあります。暮らすための住宅があるのかは、移住者にとりまして、必要な要素であり、移住の決め手でもあります。このことから、グリーンロッジとグラウンドを含めた村有地を団地的に整備し、来年度においては、戸建て住宅二、三棟を建設し、移住促進につなげたいと考えております。

続いて、懸案であります防災トンネルの整備であります。本年度、県において調査費が計上され、実施に向け、調査を行っているところでありますが、具体的な事業化はまだ時間を要するものと思われま。引き続き、実現に向けて粘り強く要望を行ってまいりたいと思っております。

このほか、情報通信施設、戸別端末の整備事業や中山間地域所得向上支援事業の導入、各種福祉対策などをさまざまな事務事業を来年度において予定しておりますが、予算審議の中で詳細は説明をさせていただきます。

また、組織運営におきましても、多様な行政課題や住民ニーズに的確に即応できるよう、一部機構改革を行い、効率的でスマートな行政運営を図りたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

さて、本定例会に提出します議案につきましては、条例の制定、一部改正案として、道志村副村長の定数を定める条例、道志村課設置条例の一部を改正する条例、道志村職員給与条例の一部を改正する条例など19件、道志村公の施設の指定管理者の指定について4案件、平成29年度補正予算案として、平成29年度道志村一般会計補正予算（第5回）、平成29年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、平成29年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）、平成29年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、平成29年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、平成29年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）、平成29年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、平成29年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の8案件、平成30年度の予算案として、平成30年度道志村一般会計予算、平成30年度道志村国民健康保険特別会計予算、平成30年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、平成30年度道志村簡易水道事業特別会計予算、平成30年度道志村介護保険特別会計予算、平成30年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、平成30年度道志村浄化槽事業特別会計予算、平成30年度道志村後期高齢者医療特別会計予算の8案件、以上、39案件の提出となっております。

平成30年度一般会計の概要を申し上げますと、平成30年度における予算総額は、歳入歳出ともに19億5,500万円となり、対前年度比2.0%の増額となっておりますが、公債費比率の推移などを考慮し、また、有利な補助事業制度を利用する中で、現状における最大の予算規模と考えております。詳細につきましては、議案審議の中でご説明いたしますが、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、平成30年度道志村議会定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

本定例会、よろしくお願いたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から平成29年10月、11月、12月及び平成30年1月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。本定例会においては、申し合わせ事項により、一般質問に一問一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び答弁者は質問並びに答弁の要旨をわかりやすく簡潔にお願いいたします。

本日、教育長より業務のため欠席の報告を受けましたので許可いたしました。

次に、平成29年第4回定例会において、議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、山口博康君。

〔議会運営委員長 山口博康君 登壇〕

○議会運営委員長（山口博康君） それでは、閉会中の委員会の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第4回定例会において、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月8日の本会議において議決された件についての報告であります。

2月27日、午後1時30分より役場2階会議室において委員会を招集しました。出席者は委員全員と議長。提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

会期は本日より3月16日までの10日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。2、一般質問の通告者は4名です。3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 次に、総務文教常任委員長、佐藤進君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 進君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 進君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第4回定例会議において、総務文教常任委員会事業の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月8日の本会議において議決された件についての報告であります。

総務文教常任委員会の委員会活動として、平成29年11月27日、中学校並びに小学校教諭を

対象に、小・中一体校舎で送る学校生活の問題、小・中一貫教育に向けての考え方、小・中学校ならではの特徴ある教育、その他等についてアンケートを実施し、平成29年12月11日に回答していただきました。

その中には、小・中連携につきましては、小・中合同マラソン、強歩大会や、小・中交流給食レクレーション等の行事を行う中で、児童・生徒や教職員同士の距離も近くなってきているとの回答もありました。

平成30年2月13日の総務文教常任委員会において、アンケート回答書の意見の調査等を行い、今後の道志村の教育環境の充実や小・中学校教育活動に反映できるように、教育委員会や教職員との意見交換会を提案していきたいと思えます。

また、これらについての委員会の閉会中の継続調査申し出につきまして、所管事務の調査を今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出ました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了します。

○議長（出羽和平君） 次に、建設厚生常任委員長、佐藤和彦君。

[建設厚生常任委員長 佐藤和彦君 登壇]

○建設厚生常任委員長（佐藤和彦君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第4回定例会におきまして、建設厚生常任委員会の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月8日の本会議において議決された件についての報告であります。

平成29年度、議員全員によりまして、村内の危険箇所調査、住民の要望箇所調査を行ってまいりました。村への提言書11件、国道河川、県への要望書12件がまとまり、平成29年12月14日に役場2階におきまして、長田村長に提言をいたしました。今後の優先課題として実施することを希望しています。

また、これらについての委員会の閉会中の継続調査申し出につきまして、所管事務の調査を今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定によりまして、議長に申し出をいたしました。

以上で建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 次に、広報常任委員長、菅谷政文君。

[広報常任委員長 菅谷政文君 登壇]

○広報常任委員長（菅谷政文君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

平成29年第4回定例会において、所管事務の調査について、会議規則第75条の規定により、継続調査を要する旨を議長に申し出、12月8日の本会議において議決された件についてのその報告であります。

平成30年2月27日、午前10時より、議会事務局室において、広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局長と委員全員の出席があり、道志議会だより第37号についてのレイアウトや掲載する記事の内容について協議いたしました。協議内容につきましては、ページごとの各担当者の決定、その他でございます。今回から一部、変更を入れて進めていくこと等を打ち合わせを行いました。

以上が広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第9番議員、池谷高明君及び第10番議員、佐藤一仁君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの10日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。これから通告順に発言を許します。

---

◇ 佐 藤 一 仁 君

○議長（出羽和平君） 通告1番、10番、佐藤一仁君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、佐藤一仁君。

〔10番 佐藤一仁君 登壇〕

○10番（佐藤一仁君） おはようございます。10番議員、佐藤一仁です。

早速でございますが、道志村総合計画についてお聞きします。道志村総合計画は、道志村総合計画条例の中で、村の最上位の計画として位置づけ、2016年に策定され2年が過ぎました。長田村長を中心に、総合計画の趣旨である道志村の魅力を高め、住みよい地域づくりを進めるため、基本計画に沿って、多くの課題に取り組んでいることと思いますが、その具体的な取り組みについて、お聞きいたします。

まず、公共交通の維持、充実についてお尋ねします。公共交通に対する質問はたびたび行われております。昨年9月議会でも3人の議員より質問があり、総務課長はニーズ調査を行い、経費の算出や、運営方法等を検討し、できる限り早い時期に実施できるように準備します、このような答弁がありました。まずその検討結果をお聞きいたします。よろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） お答えさせていただきます。

公共交通維持・充実についてでございますが、昨年11月に中学生と高校生の保護者を対象とし、通学・通塾等の実態や、公共交通に対しての要望等をお聞きするアンケート調査を実施いたしました。調査の結果、6割以上の家庭が通学・通塾に関して不便を感じているとの回答がございました。改めて、行政として支援する必要があると感じたところでもあります。

また、高校生の通学に関しましてですが、往路については公共交通やご家庭の通勤の車に

同乗しての通学が約7割、そして通学のために家族が送っている割合が約2割と低くなっているのに対し、復路については、家庭が迎えに行く割合が約4割と高くなっていることがわかりました。これは部活や通塾のために、バスの時間が合わないためであり、高校生の通学の復路にご家庭の大きな負担がかかっている状況が読み取れました。この結果を踏まえまして、検討を重ねた結果、来年度は試験的に高校生の通学の帰りについて、富士吉田方面と都留・大月方面の2路線に迎えの車両を運行し、利用率等を見る中で、検証を行う予定となっております。

来年度の早い時期に運行計画の策定と住民説明を行いながら、9月ごろには実施に向けてのめどを立てたい考えでおります。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 答弁いただきまして、ただいまの答弁は、主に高校生を対象にした答弁ではなかったかと思いますが、村民の足としての交通に関してはどのように考えているのかお聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） まずは、前回の議会でも答弁をさせていただきましたとおり、高校生、通塾・通学の何とか支援をしてやりたいという考えで、まずはそちらのほうから始めるのがいいのかなということで検討を進めておったわけですが、その部分からというふうに、将来的にはそちらのほうも検討の余地がありますし、必要なことだと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 以前も申し上げたとおり、高齢者がふえていますね。村民の足、簡単に言えば買い物にも非常に不便を来している方もいます。ぜひとも、高校生、また村民の足、両方をあわせて取り組んでもらいたい、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、商工業の振興についてお尋ねいたします。商工業の振興は道志村商工会との連携は欠かすことができないと思います。総合計画の中でも商工会との連携を図る中で、商業施設

の充実、工業の育成等、さまざまな支援が主要事業として決められております。そこでお聞きしますが、主要事業実現のために、どのような連携を図ってきたのか、商工会に対する補助金等もあわせてお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 総合計画についての2番の質問にお答えします。

道志村の商工業の発展を図るためには、役場と商工会の連携は必要であると思います。村内の事業所が健全に運営できるよう、協力しながら、必要な施策を行っております。平成29年においては、村からの運営補助金を利用し、中小企業、小規模事業者への支援強化に向けた経営発達支援計画を策定しております。また、道志村商工業振興資金利子補給事業においては、商工会において、審査を実施し、適正であると認められた日本政策信用金庫の融資案件70について、村から21万4,827円の利子補給補助金を支給し、道志村商工業の安定及び振興のため、協力しながら事業を実施しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 前年度は、50万円の補助金の増額があったようにも聞いております。

連携を図る中で、そのようなことも重要かと思いますが、補助金に関してもし増減等の詳細がわかったら教えて、ちょっとお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 補助金の内容については、金額、担当課長のほうで説明していただきます。お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ご質問の補助金の推移ですけれども、過去5年間の推移、平成26年度には、道志村から商工会に271万円の補助金が出されております。27年も270万円、28年には若干下がりました200万円、しかし、平成29年度には250万円、これを利用して、先ほど村長が言っていました中小企業や小規模事業者への経営発達支援計画というものを作成しております。また、平成30年度には、29年度と同額250万円の補助金を予定しております。

す。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 引き続き、商工会との連携を図る中で、商工業の振興に取り組んでもらいたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光産業の振興についてお尋ねいたします。観光産業の振興の具体的な施策として、受け入れ態勢の整備、交流事業の推進などが上げられておりますが、どのように取り組んできたのか、また、観光協会との連携について、どのように考えているのかをまずお聞きいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問の内容ですけれども、お答えします。

役場、観光協会、村内事業所で立ち上げた道志村農泊実施協議会において、農林水産省の交付金を活用し、村の現状と課題を分析しながら、自然資源を活用した新たな農泊プログラムの作成に取り組んでおり、滞在型の観光にも対応できるよう、受け入れ態勢の拡充を図っております。その他の交流事業として、子供農山漁村地域協議会において、観光協会が行政に協力し、横浜市の小・中学校を中心に誘致活動に力を入れ、年々、受け入れ学校数及び人数ともに増加していると思います。また、みなもと体験館においても、観光協会、議会、行政などで構成される運営委員会などからもご意見をいただき、さまざまな体験メニューを用意し、交流人口の増加を図っております。

以上で終わります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 観光産業についての補助金は通告しておりませんが、わかる範囲の中で、補助金の推移についてもわかるようでしたら、よろしくお願いいたします。あわせてみなもと体験館のほうも、関連についても、わかる範囲で結構ですから、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 観光協会のほうの補助金については調べてまいりましたので、まずそちらのほうをご説明させていただきます。

平成26年度には450万円、これは観光農園で実施しておりましたホタル祭りの経費100万円を込みで450万円ほどしております。平成27年度には400万円、これもホタル祭り込みです。平成28年度には350万円。29年度350万円。こういう推移で補助金を出しております。これは、平成29年度には、ホタル祭りが林間グラウンドに移りまして、前年度のような経費がかかっていないということで350万円のままという形で交付させていただきました。

そのほかについては、後ほど調べさせていただきますので、以上で終わります。

〔「はい」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） そのほかの分ですけれども、先ほど村長から、みなもと体験館のほうとも連携を図りながら、その充実を図っていきたいということでもありますので、ぜひとも、そちらのほうも前年同様にこの中で事業をしていければと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、みなもと体験館のほうの補助金に関しては、また後ほどよろしくお願ひいたします。

次に、効率的な行政の確立について、お伺ひいたします。基本計画の中で、何よりも村自身の行政改革を積極的に行い、簡素で、効率的であり、スリムな行政の確立、経費の削減と財源の確保による財政運営の健全化を図っていく、また主要事業の中では、行財政改革の推進も掲げておりますが、これまでの取り組みと、今後の行財政改革に対する村当局の考え方をお尋ねいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 私のほうで回答させていただきます。

これまでの取り組みと、今後の行政改革でございますが、まず、これまでの取り組みでございますが、適正な組織づくりと住民サービス、既存施設の有効活用、的確な情報提供、健全な財政運営、これらをテーマとしまして、効率的な行政の拡充に努めてまいります。具体的には職員数及び給与の適正化を図りながら、事務事業及び組織機構の見直しを行い、民間委託、電子自治体の推進などに努めてまいりました。

また、財政運営につきましては、できる限り行政経費を抑え、債務については、有効な補助事業の導入や、起債の活用を行いながら、また、財政の4指標の推移にも考慮しつつ、健

全化に努めてきたところでございます。

今後においても、総合計画の施策目標に沿って、限られた財源と限られた人員の中で、より効率的な行政の推進に努めたいと考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 計画の中にあるスリムな行政の確立、また経費の削減、こんなふう  
にうたわれているわけですが、具体的にはどのようなことについて取り組んでいるのかを聞  
きたいと思います。よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 情報社会でございますので、県のセキュリティアクラウドへの参加  
とか、また、町村会で行っております指名参加願の共同処理、それから、今、役場の中にあ  
りますコンピューターのシステム関係、こういったものをクラウド化というか、今、検討し  
ているところです。それから、人員、職員の数でございますが、年々、当初51の条例定員で、  
これが18年当時でございまして、現在は41名、職員数も行政改革というような考えで減らし  
ているという状況でございます。

それから、電気料の自由化の対応とか、そのほかにも機構の改革とか、こういったものが、  
効率的な行政の推進につながるというふうに考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 行政改革に終わりはないと思います。引き続き、今、答弁で述べら  
れたようなことを積極的に推進していく中で、進めていってもらいたいと、こんなふうに思  
っておりますので、そんなふうをお願いしたいと思います。

次に、協働の村づくりについてお伺いします。まず、基本計画の中では、開かれた行政、  
時代を担う人材の育成等が課題として上げられております。この課題克服のために具体的な  
施策として、住民の考えを村政に反映するため、住民懇談会などを中心に、村民との対話を  
進めるとのことですが、どのように取り組んできたのかをお聞きいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問ですけれども、協働の村づくりについてお答えします。

住民懇談会については、村民の考えを行政に反映させるため、私が就任しました平成25年度の翌年の平成26年から平成28年まで毎年開催してきたところです。

また、道志村総合計画審議会や、道志村総合戦略推進会議を初め、各種計画づくりにも一般住民の方に参加していただいております。村づくりを進めております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 私も住民との懇談会には何度か参加させてもらっているところですが、引き続き、つなぐ方向で努力してもらいたいと思っております。

そこで、今年度は、住民懇談会はどのくらい、どういう機会で開催されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 毎年、秋の10月から11月にかけて、実施をさせていただいております。本年度につきましては、国政選挙が10月にございまして、その中で非常に役場の中の事情で申しわけないですが、できない状況にございました。26年度は、27、28年度と3カ年を実施させていただいたわけですが、来年度に向けて、早い時期に、今年度が変わる早い時期に実施をさせていただきたいと考えております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 行政に村民の声を反映することは本当に大事なことだと思っておりますが、今年度は1回も開催されないということでございますが、引き続き、その辺の対応もしていただければと、そんなふうに考えております。

また、行政に対する村民の声を聞くには、懇談会以外にもいろいろな方法があるかと思っております。そこで、懇談会以外にもどのようなことを今もし考えているか、ありましたらお聞きしたいと、よろしいでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 先ほどの村長の答弁にございましておとり、各種計画の策定に当たっては、住民の参加をお願いしていたと。そういうような形で行政を今まで進めておった

わけなのですが、そんな形で今後もできる限り、住民の皆さんの意見に沿った行政にしていきたいと考えております。それから、語る会についても若干参加人員が減っているというような状況もございますので、団体向けの語る会みたいなことで、参加者を少しふやしていくような方策を考えております。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 先ほども申し上げましたとおり、私も幾度か参加させてもらったのですけれども、確かに参加人数が少ないでございます。そこで一つ提案ですけれども、例えば、懇談会以外で村民の声を行政にとか、そういう投書箱みたいなものを例えば設置するのも一つの考え方ではなかろうかと思えますから、またぜひその辺も検討していただければと思います。よろしくお願いします。総合計画については、以上でございます。

次に、道志の湯についてお尋ねいたします。

道志の湯は、赤字削減のために、村からの改善指導とともに、さまざまな取り組みをなされてこられたかと思えます。しかしながら、赤字は年々ふえ続けております。今年度は、前年度の赤字額を根拠に900万円の予算を組んで、株式会社どうしに委託しております。今後このような方法で委託していくのか、まずお聞きいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この案件は、担当課長のほうで答弁させていただきます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志の湯におきましては、周辺に類似施設が多数建設されたこと、それから従業員及び繁忙期のアルバイトの確保等、さまざまな課題から順調な営業ができずに入り込み客数の減少による厳しい経営の時期がございました。佐藤議員ご指摘のとおり、本年度も900万円の委託料を計上してあります。

その一方で、道志の湯は、村民の福利厚生施設としての役割、それから道志の湯を訪れたお客様が村内の飲食店を利用する、道の駅に立ち寄り買い物をするなど、観光面への波及効果も大きく、本村には、なくてはならない施設であると考えております。

平成30年度においては、利用料金の見直しによる収益の改善、食堂部門の充実、従業員の

接客研修等により、より一層のサービス向上を図りながら、委託先である株式会社どうしともを考え、赤字額を減らし、健全な経営を目指したいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 答弁いただきましたが、私もまさにそのとおりだと思っております。住民サービスということも踏まえながら、引き続き、赤字の削減に努めてもらいたい、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、県道都留・道志線の防災トンネルについて、お伺いいたします。

このトンネルは、全ての村民が待ち望んでいることだと思います。今年度、調査費がついて、実現に向けて大きく前進していく、このようなことでございましたが、どのような調査が行われ、また期成同盟会との会合も含めて、どのように前進してきたのかをお聞きいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この案件も担当課長のほうで、ご報告します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 防災トンネルについてですけれども、県の担当部署に問い合わせをいたしました。県道都留・道志線の新たな防災トンネル整備への村の強い思いは県にも伝わっております。村の強靱化計画に位置づけられていることも承知しております。

県では、富士北麓地域における将来的な道路ネットワークを検討するために、今年度、現在の道路状況などの基礎的調査や課題整理を行いました。早い段階でのトンネル整備は、簡単ではありませんが、来年度には、富士北麓地域の道路ネットワークを議論する検討会の設置を検討しておりますので、その中で、道志村の要望を聞きながら、整備について検討していきたい、防災トンネル早期実現のためにも、現在、進めている道志バイパスの完成を全力を挙げて進めておりますとの返答をいただきました。

村としても、平成30年度には、早い時期に期成同盟会の総会を開催いたしまして、現状と課題について、説明し、引き続き強く要望していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 期成同盟会の会議については、昨年も同じような答弁があったかと、こんなふうに思っておりますが、このトンネルについては、先ほども申しましたとおり、村民の期待は大きいと思っております。ぜひとも実現に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

時間になりましたので、議案に関連する部分については、協議会の中でまた随時お聞きしていきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、10番、佐藤一仁君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 山 口 博 康 君

○議長（出羽和平君） 続いて、通告2番、7番、山口博康君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番、山口博康君。

〔7番 山口博康君 登壇〕

○7番（山口博康君） 私は、公共事業を推進するという立場で議会の活動を推進しておりますので、公共事業について、主に質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1に、公共工事の早期の工事発注についてお伺いいたします。

公共工事については、年度末に多くの工事が発注されるわけですが、よい工事をしてもらうためには、夏場に多くの工事を実施すべきです。障害の一つに補助金の対象工事については、県・国の指示待ちということもあります。この障害を克服するべく努力をするべきだと考えます。早期工事発注ができるよう、町村会や、市長会への働きかけや、連携して県へ要望する等、工夫するべきだと考えますが、村のお考えをお聞きいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 早期の工事発注についてのご質問です。お答えします。

山口議員のご質問のとおり、国や県から補助金を受ける事業については、補助金決定を待ってからの着手となってしまう、その後、設計・積算を行い、工事発注がどうしても10月以降になることがほとんどです。村単独事業においても土地交渉や設計・積算などによる工事

発注がおくれてしまう事例が多く発生しております。

工事発注時期の隔たりにより、入札への影響や完成時のおくれが予想されますので、県の担当部署と相談しながら、事務の手續の簡素化などを町村会を通して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 早期着工ということが、まず、一番いい成果品をいただけるということだと思いますので、ぜひその辺が大変難しいことに感じます。県の指示を早く出してもらうということについては、やはり県下全体のことでもありますので、その辺を強く要望をして、なるべく早く、国の予算は3月に通るような見通しも今年度はありますから、そういうふうなものを早く県のほうへ要望して、着工の時期を早めるというふうなことでぜひ努力をしていただきたいと思いますが、さらなる答弁を村長からお願いをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この案件につきまして、山口議員がおっしゃるように、県のほうへさらに要望をいたしまして、要望がかなうように努力したいと思います。よろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） それでは、大変難しい問題だと思いますが、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に移ります。

2番の野原・月夜野間トンネルについてお尋ねいたします。

このトンネルについては、国交省がもう少しだと聞いております。現状をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志バイパスの土地交渉につきましては、県が直接実施しているということや、地権者も限られておりますので、個人情報にかかわる内容も含まれて

おります。詳細についてはお答えすることができないのですが、道志村の中でも重要な事業でありますので、県と村で慎重に打ち合わせをしながら進めております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 先ほどの産業課長の答弁の中に、まず、村は県からのトンネルを先に進めるべきだというふうなことを言っていたというふうなことがありますので、土地交渉については、何パーセントくらいいつているかというふうなことでお知らせをいただければありがたいと思いますが、よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 土地交渉については、入り口部分であります野原あたり、それから出口付近の月夜野、それから途中の大渡というような分かれ方で、地域ごとに交渉を進めておりました。全体的なことを雑駁に申しますと、もう8割以上は済んでいるかなというような手応えで感じております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 今、8割くらいだというふうな回答がありましたが、やはりこれは重大な事業でありまして、村民が本当に望んでおりますし、もう間もなく着工までいくのではないかというふうな感じを持っておりますので、ぜひ、県の事業ではありますが、村も十分力を入れていただいて、県のほうを催促していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、この野原・月夜野間トンネルの着工後、もし、湧水があった場合、大変いろいろな利用ができると思っておりますので、なるべく早くそういうことについての検討をしていただきたいと思っておりますので、この件について、お尋ねをいたします。

なるべく、工事中、工事が着工しますと湧水があるということがわかりますので、その前に検討をできたらしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ただいまのご質問ですけれども、他のトンネルの工事現場の事例を見ましても、湧水があるということは十分に考えられます。場所や量などによって、対応も変わるとは思いますけれども、現時点で湧水に対応することは特に村では考えておりません。しかし、工事を県が実施する際には、そういうことも話し合いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） ちょっと湧水があった事例をちょっとお話をしておきます。大渡の裏の榛名山は標高670メートル、月夜野側出口は約430メートル、差し引き240メートルですので、相当の差があります。掘削の際に湧水があると考えて普通です。水の利用としては、月夜野水道水としてはどうかと考えます。月夜野は大渡浄水場から尾根に上げて送っている現状であるので、それが不要となれば、尾根の受水槽は不要となるので、全体の管理費が大幅に削減することになります。ぜひとも、事前に検討しておくべきだと思いますが、そのようにしていただきたいと思います。

また、トンネル湧水を利用している一例としては、ミネラルウォーターとして利用しているのが、群馬県の上越新幹線の大清水トンネルの湧水というのがありまして、インターネットの記事を見ますと、これをミネラルウォーターで大々的に売り出しているというふうなことがあったりしますので、ぜひ、そういうふうな利用が、それであればうちの場合とすれば、月夜野の飲料水として利用できないかというふうなことを検討していただければありがたいと思います。

ちなみに、山梨県は若彦トンネルの湧水を発電に使っております。一般家庭140戸分を賄っておりますという記事が載っておりますので、ぜひその辺を検討の上、なるべく早めにそういう対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 湧水の量等にもよって、利用する方法が変わるかとは思っておりますけれども、ただいまの議員の事例等を参考にさせていただきまして、考えていきたいと思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） ぜひ、そんなことで事前に頭に入れておいていただいて、検討していただければ、もし出た場合は可能になるかなというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

次にいきます。

青根地区の道路改良の推進についてお尋ねをいたします。

青根の横山トンネルの工事が着手しました。次の工事に向けての基本計画は教えてもらっております。ここに、青根の計画の内容がここにありますので、村長はこれをご存じだと思いますが、こういうふうに青根はバイパスを計画をしてつくっております。国道413号の開業は線で結ぶものでありますので、今後の推進についても把握に努めるとともに、早期完成について要望すべきと考えますが、村の考えをお聞きいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 要望は相模原市のほうへ要望ですか。青根から青野原までの国道413号の開業について、観光客が大変不自由していることや、相模原方面に出かける村民の方も多なことなどから、村民の関心も高く、村としても改良計画のスケジュールについて、把握しておく必要を感じております。国道413号線全体の現状と進捗状況を共有する意味を込めて、神奈川県側を担当しています相模原市となるべく早い時期に要望や意見交換の機会をつくりたいと考えております。

ちょっと心苦しいのは、自分の村のトンネルが工事でもかかれば気持ちよく相模原市のほうへ話しかけられるのですけれども、その辺のところがありますから、その辺のところを考慮しながら、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。考えてはいます。

以上です。

[「議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 先ほどの野原トンネルの土地交渉が80%ということで、村としてもそちらを全力で推進をして、そのやはり着工したということを見て、推進したいというふうな今の回答でしたので、ぜひ、野原トンネルも我々も当然村民全体がそれを望んでおりますので、ぜひ、そちらを優先していただくということもわかりますので、ぜひそうしていただき

たいのですが、ぜひ、相模原についても、やはり少しでも前進するようにするには、やはり向こうへの働きかけも少しは行っておいてもいいのではないかというふうに考えます。

今、トンネルの工事が着工したのですけれども、それから道志寄りのほうには、橋が120メートルの橋と、それから260メートルの橋が予定されております。260メートルという橋は、本当にこの辺では珍しい、高速のような橋ではないかと考えております。そういうものを相模原市が実施するには、やはり我々もそういうことでバックアップというか、こちらからも推進を働きかける必要があると思いますので、ぜひとも、そのような働きをしていただきたいと、また、村長は相模原市にも親しく話ができるところもあるようですので、ぜひその辺を強力に進めていただきたいと思いますので、もう一度決意をよろしく願いをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員おっしゃるように、前に相模原市長さんのほうへ行って、道志の現状を訴えたりして、要は、これからの413の相模原の中の計画を多分見せてもらったと思うのですけれども、それをちょっとおくらせているとやはり思います。なるべく早くそれが進むことを、また当局のほうへ連絡をとって、議員さんともども行って、そんな運動を展開したいなと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 今、村長が言いましたように、この資料も村長と一緒に相模原市長のところに行ったときに、向こうで提示したものでありまして、それを私は推進の第一の資料として持つておるわけですが、重要な任務でございますので、我々議員も村長が言うように、一緒に行けということがあれば、いつでも同行する、そして遠方のほうの体制も確認をし、バックアップをできたらしたいと思いますので、ぜひよろしくまた進めていただきたいと思

います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、7番、山口博康君の一般質問を終わります。

---

◇ 佐藤和彦君

○議長（出羽和平君） 次に、通告3番、3番、佐藤和彦君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 3番、佐藤和彦君。

〔3番 佐藤和彦君 登壇〕

○3番（佐藤和彦君） 私の質問は2つでございます。

第1に、子育て支援策と公共交通、先ほども10番議員が質問いたしましたが、それと似通った質問であります。

なかなかこの問題も改善されないまま、過ぎてきておるわけでありまして、なかなか大変大きな問題でありまして、しっかりとそれを受けとめていただきたい。高校生の通学や学習塾の送迎について、ニーズ調査やアンケート調査を行っていますが、その経過は、先ほど伺いました。具体策の対策について、どのような、今、現在60%の家族が送迎をしておる、またその中の6割近くは母親が送迎をしておるようで、家族団らんの中で、本当に母親が抜けてしまいう、7時から11時くらいまでかかるようであります。

そういった中で、村民サービスの前に当たり前の要望をしておるわけでありまして、これらについて、どのように対策を考えておるか、具体策をお伺いしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援策の公共交通についてということでございますが、アンケートの実施調査につきましては、先ほど佐藤一仁議員のご質問で述べさせていただいたとおりでございます。

若干、詳細を加えさせていただきますと、実施世帯については、高校生が43の世帯の方々、それから中学が42名の世帯の方々のご父兄に調査をさせていただきました。結果は、先ほどの説明のとおりでございます。帰りに特に不便を感じているような状況でございます。

そんな中で、今後の対応策でございますが、先ほども若干説明をさせていただきましたが、30年度予算において、予算を計上させていただきました。富士吉田方面へ1便、そして都留・大月方面へ1便、2両の車両で特にお帰り、通学の帰りの部分に対応してあげたいということになってございます。それがための車両の委託費、それからそれを委託する委託費ということで、計上をさせていただいております。

その財源でございますが、国の補助事業がございまして、試行のための運行に対しては補助がいただけるということで、それを予定しておりまして、実証運行に移りたいとそんな考えでございます。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） よろしく願いをいたします。

現在、スクールバスを初め、定期路線バスは、民間業者に補助金を支払って運行を行っております。利便性に合った運行計画をこれからもスクールバスにおいても模索する考えはありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） これも先ほど申し上げましたとおり、まずは、一番不便を感じている高校生の親御さんへの支援ということで、まずはスタートをさせていただき予定でございますが、運営実績等を見ながら、将来的にはそういう方向も検討する余地があるのではないかと考えております。

スクールバスの運行にもかかわっていただくような体制を整えればとも考えておりますし、検討も必要と考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 村のアンケートを見ますと、自由記載の中に、このままあの状態でいったら私たちは移動手段をなくしてしまう、村を出たいというような具体策など、住民の考える具体策のほうが、現実的な具体策が出ておるようで、村もしっかりと対策をとっていただきたいと。

次であります、高齢者の事故についてであります。

昨年の交通死亡者数は3,694人であり、一昨年が3,904人、210人減少したと聞いております。警察庁が保有する統計で、昨年は最低死を更新したそうでありますが、交通事故死亡者数がピークに達した年度は1970年1万6,765人と、それから見ますと4分の1まで減少したということであり、しかしながら65歳以上の高齢者の割合は、この春54.7%が全体の過半数、65歳以上の死者数が54%で、過去最高であった一昨年前2016年に続く高比率となっております。

この統計によりますと、交通死亡事故数は年々減っておるわけですが、高齢者の死

亡者数というのが、毎年ふえており、これによりまして、免許証の自主返納する高齢者もふえていると聞いております。これらにつきまして、道志村において、それにかわる高齢者移動手段というものをどう考えておるか、聞かせていただきたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 本村のような、公共交通が十分でないようなところにおきましては、高齢者の移動手段は自家用車が主だったものだと考えております。その中で、免許を取得し、そのまま維持することができないような高齢者については、やはり一緒に考えていかなくてはならないと思っております。

先ほどと同じような回答になるかと思いますが、高齢者の通院でありますとか、買い物でありますとか、福祉バス、福祉タクシー、こういったものもあわせて検討する必要があるかと考えておりますし、これからの課題だと思っております。

以上でございます。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 簡単に解決できる問題ではないとは思いますが、根本的な問題はやはり住民サービスでありまして、いかにそれを今の予算内でできるか、模索する必要があると思っております。官民、民間も巻き込んだ中で、そういった公共交通を考えるべきときになっておるのではないかと考えております。

民間では、もう少し、進んだ考えの人もあるようであります。いろいろな話を伺いますと、スクールバスを巻き込んだ中で、その予算内で、定期バスや予約制のバス等が走っているところもあるわけでございます。何とかこの問題は、全体的な体制をにらみながら、考えていかなければならない問題だと、移動手段がなくなってしまうと、道志村に住む人たちもいなくなってしまう。また、その魅力もなくなってしまうわけでありまして、年をとった皆さんも道志村を出てしまう人も出てくるのではないかと感じます。これは再質問で終わりましたので、次の質問をさせていただきます。

サテライトオフィスについてであります。誘致企業の決定をなされた。また業種によっては、事務所形態も変わってくるので、受け入れ態勢はできているのか、その辺について伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスについてでございますが、まず、サテライトオフィス誘致の取り組みについてご説明をさせていただきます。昨年11月に公募型のプロポーザル方式によりまして、業者選定を行いました。これは株式会社あわせ、サテライトオフィス構想の策定支援業務をこのあわせに委託しており、今月中に構想書を完成させる予定となっております。

ハード整備としては、神地地区にある交流活動センターをモデル施設として検討しております。サテライトオフィス誘致にふさわしい改修をしたいと考えております。平成30年度当初予算に予算要求をさせていただいてるところでございます。また、ソフト面として、企業と道志村をマッチングするための業務に関しても同様に予算要求をさせていただいたところでもあります。

議員のご質問の業種によっては、事務所形態も変わってくるが受け入れ態勢はできているのかというようなことでございますが、業種は主にICTを活用した業者を中心に考えております。プラス間口を広げて、異業種の方々と協議を行っていききたいとも考えております。

今後は、近くできます構想書に基づいて受け入れ態勢を整えていく予定でございます。

以上でございます。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 村内に企業を誘致するには、それなりに優遇措置をとらなければならないと思いますが、これについて企業との契約条項というのはもう決まっておるかどうか、また、その先の企業誘致を、この先何社くらいの企業を誘致していきたいのかお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 今、構想書をつくっている段階でございますが、その中の考え方でございますが、考案施設を神地地区の交流活動センターに設けまして、幾つかの企業、IT関連、あるいは芸術関係とか、そういった方々に来ていただいて、その施設を利用させていただいて、道志村を知っていただいて、道志村の問題点でありますとか、課題を企業が、道志村の自然をこうやって使って、企業の経営に生かそうとか、企業も道志村の課題を解決していただきながら、企業のメリットにつなげていただくような、そういうやり方でございます。だから、一つの業者に全てを、神地の交流センターに明け渡すというような考えではな

くて、企業が常に循環していきながら、いろいろな企業の方々にご利用していただきながら、それで道志村を知っていただいて、道志村の特性に合った活動をしていただくというような循環型の構想を今考えているところでございます。これが、あわえのやり方というか、委託しましたあわえの徳島の成功事例のやり方でございます。本村もそれをとり入れたいということでございます。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 循環型の企業誘致、ちょっと聞いただけではわからないわけでありまして、また、詳しくご説明をいただきたいと思えます。

次にですが、企業を誘致するには、居住地も確保をしなければならないわけでございます。これに向けて、移住者向けの住宅を検討を始めておるようではありますが、現在ある村営住宅との格差といいますか、差が出ては困るわけでありまして。それらについて、規模と規格というのを、どんなことを考えているか、お聞きします。産業課長にお願いしたい。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） そのサテライトオフィスと誘致した企業の方々の住む場所というご質問と理解いたしましたけれども、まずは急いで住む場所を用意しようということ、既に村で取得してある土地を利用するということで、グリーンロッジの跡のグラウンドを今建設予定地として候補に挙がっております。

大体、1軒当たりの敷地が50坪程度の広さ、それから1棟1,500万円程度以下の住宅を平成30年度において2棟建設しようという、そういう予定で予算措置をしております。一応、若者定住促進住宅や村営住宅等を参考にしながら、家賃等、利用の仕方を考えたいと考えております。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 1,500万円程度ということでありまして、なかなか坪30万くらいの建物かなと思います。50坪というのは、妥当な線ではないかとは思いますが、何軒くらいの予定をしておるのか、もう1点だけですが。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） グリーンロッジのグラウンドの中を想定した場合に、敷地50坪で分割していった場合に、中の道路4メートル程度の道路が必要だろうということで考えた場合には、少なくとも15棟はあそこに建設できるであろうと考えております。

それから、もともとグリーンロッジが建っていた建物の部分等も含めると、最大でも20棟くらい建設することが可能であるというふうに考えております。

それから、もしそれでも不足するというような場合になったら、周辺の土地の買収も含めて、まだ広い土地が横にもありますので、広げることは可能であろうというふうに考えております。

以上です。

[「議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 再々質問は終わってますので。

佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） サテライトオフィス、新しい構想事業でありますので、皆さんにわかるように、また村民にもわかるような状況でこういった事業を進めていっていただきたいと思っております。今後とも、よろしく願いをいたしまして、質問を終了します。ありがとうございます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告3番、3番、佐藤和彦君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐 藤 進 君

○議長（出羽和平君） 続いて、通告4番、5番、佐藤進君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤進君。

[5番 佐藤 進君 登壇]

○5番（佐藤 進君） それでは、3月定例会において、2点質問をさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税についてのご質問です。初めに、ふるさと納税の取り組みについてお伺いします。これまでも何回かふるさと納税について質問してきました。質問の回答として、納税額をふやすために、ふるさと納税サイトへの掲載をしたところ、昨年度に比べて納税額がふえたとの回答でした。今年度は、2月末までで、何件の納税があったのか、納

税額とあわせてお伺いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） ご質問にお答えさせていただきます。

2月末までのふるさと納税の件数と納税額でございますが、これは村長質問ですか。すみません。

納税額は、平成28年11月より楽天市場による楽天市場のふるさと納税サイトへの出店をいたしました。出店前の平成27年度の実績は14件で、29万円でしたが、出店後の平成28年の実績は50件、69万5,000円となりました。本年であります、29年度においては、2月末現在ですが、60件で76万1,000円となっております。対前年度比で見ますと、件数20%、金額で10%の増となっております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 再質問です。

納税サイトへの掲載効果により納税額がふえたのは、大変よいことだと思います。前に質問をしたとき、返礼品に今、村内で百姓会の芋焼酎、また横浜では横浜ビールの道志の水や、月夜野地区のユズを使ったビールなど、返礼品をふやしたらどうかと質問したところ、早速検討してくれるとの回答でしたが、村のホームページ、また楽天ふるさと納税サイトには、これらの返礼品は載っていません。検討した結果、返礼品として扱えないのか、まだ検討していないのかお伺いします。また検討していないのであれば、その理由をお聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） これは、検討はさせていただきますして載せる予定でございます。

ただ、事務手続がちょっとおくられているということでございますので、今後も、そういうつもりでちょっと載せていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたい。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 再々質問です。

また、これは検討していただきたいと思います。続きまして、村のホームページ、ふるさと納税サイトを皆さん見たこともあると思いますが、ここ数年、更新がされていないように

見られますが、納税した人は、どのように活用されているのか気になることもあると思います。また、企業などは、納税者名簿に登録されることにより、社会貢献をしている企業として評価もされると思います。いろいろなところで情報発信、情報発信と言われています。納税サイトへ掲載したことにより、納税者がふえているわけですので、村のホームページ、ふるさと納税サイトの更新を早急に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、更新しない理由があればお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 昨年、ふるさと納税のチラシの新しく作りかえとかは行っていたわけです。それから昨年とか一昨年をかけて、サイトへも、楽天市場へも出店をさせていただいたり、そういったことを実施はさせていただいて、ふるさと納税の獲得に努めてまいったところですが、ホームページのサイトについては、まだ更新が見られないというような状況も確かに確認しておりますので、今後、早急に対応していきたいというふうに考えております。特に理由はございません。そのふるさと納税の獲得については、取り組んでいるところでございます。事務のおくれということもあるかと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） ふるさと納税につきましては、現在、返礼品の充実だけではなく、体験型を行っている地域もあるので、村としても納税者の選択肢を多くすることで、納税額もふえ、地域の産業の発展にもつながっていくと思っておりますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、2番の2020年、東京オリンピック自転車ロードレースについてお伺いいたします。2020年東京オリンピック自転車ロードレース競技は、調布市の武蔵野の森総合スポーツプラザを出発点に、道志みち、山中湖畔、富士山麓を經由して、富士スピードウェイをゴールとする案が有力との報道があります。

道志村が今以上に内外に知られ、一人でも多くの人々が訪問され、スポーツに観光にと楽しんでいただけるよう、村では2020年東京オリンピックに向けて、どのように取り組んでいるのかをお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この案件も総務課長に続けてお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） それでは、2020年東京オリンピックロードレースに向けてどのように取り組んでいくのかについてお答えをさせていただきます。

2020年東京オリンピックロードレースに向けてでございますが、議員が言われますとおり、東京都の調布市をスタートし、富士スピードウェイをゴールとすることが決定されたと報じられているところでございます。ただ、ルートについては、UCI国際自転車競技連合が現地踏査の上、IOCと協議をして、今後決定することとなっております。

世界最大級のイベントですから、非常に高い見地での調査を経て、正式決定が行われることとなります。現在は、この推移を期待を持って見守っているところです。これが実現しますと、地域のブランド化が図られ、地域振興につながるものと思っております。

想定の中での準備でございますが、県、それからお隣の山中湖村とも連携をするなどして、同一步調を進めることを今話し合っているところでございますが、景観の整備、応援スポットの整備、ボランティアの取りまとめなど、今後、対応が必要だと感じております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤進君） 誘致に向けてのいろいろな対策を考えているようなのですが、こうした報道がされた昨年5月ごろからの、自転車の往来も大変ふえていると感じますが、この本村の急な上り坂や、下り坂、また急カーブ等は大変危険な状況にあり、ことしもまたオートバイの事故が多く発生していると聞きました。コース決定後に、危険なコースとの悪評が出ることも考えられます。

先日、テレビのニュースで、神奈川県ライダーが道の駅どうして、交通安全チラシを配布し、安全運転を呼びかけているとの報道を見ました。大変、素晴らしいことだと思います。このオリンピック候補地として、本村でも安全対策や悪評の払拭として、交通安全協会や大月警察署との連携をし、年に何回か交通安全対策に取り組んだらいいと思いますが、村の計画や考えがありましたら、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） オリンピックに限らず、道志村で二輪車における交通事故が多発

しておりました、死亡率も県下で一番というような状況でございます。そんな中で、村の安全協会とそれから大月警察署で合同で道の駅で啓発活動に努めさせていただいているところでもあります。チラシの配布でありますとか、数回、街頭指導も重ねております。去年は、空からの警備も警察署のほうでは特に実施していただいたような状況でございます。対策は講じておりますが、モラルでございまして、その辺のところの啓発は努めてはいるところでございますが、今後においても引き続き、そんなふうに対応させていただこうかと考えております。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 再々質問です。

2020年、東京オリンピック自転車ロードレースのコースとして決定されたときには、道志村を世界に発信する、絶好の機会であると思います。ことしの夏には決定するような報道もありますが、昨年9月の定例会の中で、村長はこれが実現しますと、本村が自転車競技者にとりまして、聖地化とされ、本村のよさをアピールする絶好の機会であり、関係町村と誘致に向け取り組んでいく、挨拶の中でこのように発言しております。

また、広報どうし新年号の中でも、同様の挨拶をしていますが、決定すると、本大会の前にはプレ大会等があると聞きます。そうすると、準備時間も大変短いと思います。決定したら村としてはどのような取り組みと発信方法を考えておりますか。お聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 再々質問にお答えしますが、たしかそういう話を私もしていると思います。現実には、このオリンピックもロードレースも決めるのは県とか国ではなくて、その関係のところを決めるわけですから、まだそこで、本当は3月ころだと最初は言っていたのですけれども、最近になって、また秋かなとか、夏かなと、そういう言葉が出ています。そういう中で、では道路、安全な道路をつくりたいとか、景観をどうするとかって、そういうことは一般的に話を始めて、私どもも一応検討を始めましたけれども、道路はいずれにしても国道で、道志村が考えなくても県のほう、国のほうで考えると思うし、また、この難易度、カーブがあるとか、坂があるとか、そういう難易度があるために、道志村コースがいいではないかという話も正式ではないですけれども、聞いています。そういうわけで、どうい

う理由でこの413を、富士山へ向かって、そして最終地のあります須走地区のスピードウェイですか、そこがゴールになっていますけれども、そこへ行くまでに一般的に言ったら道志村の413はほかに道がないから、一本だけだから、多分、道志村は通過するな。こういう話は聞いています。そして、それ以外にやはり警察とか、いろいろなところが来て、いろいろな話をしていますけれども、やはりまだそれを発表するわけにはいかない。どうするとか、こうするとかってことは、それはちゃんと正式に決定して、そして県のほうから、道志村でも事務局をつくってください、そしてその事務局からいろんな発信をしていくと、そういう形になると思いますけれども、そういうわけで、ただ私が営業ということはないですけれども、知事さんに会ったときに、知事さん、道志村もおかげ様で世界にいいことがわかってもらえるようなことができるかね、そんな話をする中で、何をできるかね、そんな話もしましたけれども、いずれにしても、道志村は景観ですか、景観をしっかりと、道志村のいい、道志村のいい状況をつくり出してもらおうと、そういうわけで、進議員がおっしゃるように、リハーサルは1年前にやると思いますので、残りの1年ですから、することも本当に限定されると思います。ということで、決まって、方針が出たらいろんな意味で、議員さん方々にも一緒に道志村を、いい道志村をつくり上げて、そういう協力もしてもらいたいと思っております。

というわけで、大勢の方に協力してもらわないとできないと思いますので、余りいい返事では、回答であったかわからないですけれども、私の知っている範囲のことは以上です。

〔「はい」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 道志村を世界にPRする、本当に絶好のチャンスとなると思いますので、村のほうの体制も十分に整えて向かってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告4番、5番、佐藤進君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩します。

(午前11時56分)

## 平成30年第1回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成30年3月9日（金曜日）午後3時開議

- 第 1 議案第 1号 道志村副村長の定数を定める条例
- 第 2 議案第 2号 道志村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 3 議案第 5号 道志村課設置条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第17号 「道志の湯」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第24号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第 6 議案第25号 平成29年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第 7 議案第26号 平成29年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第 8 議案第27号 平成29年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第 9 議案第28号 平成29年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第29号 平成29年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第30号 平成29年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第12 議案第31号 平成29年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

---

### 出席議員（10名）

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤長久君 | 2番  | 菅谷政文君 |
| 3番 | 佐藤和彦君 | 4番  | 杉本孝正君 |
| 5番 | 佐藤進君  | 6番  | 出羽和平君 |
| 7番 | 山口博康君 | 8番  | 大田博文君 |
| 9番 | 池谷高明君 | 10番 | 佐藤一仁君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 長田富也君 教育長 長田和夫君

総務課長 山口晃司君 住民健康課長 山口 亮君  
産業振興課長 佐藤万寿人君 教育課長 諏訪本 栄君

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長 佐藤太清君

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第1回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後3時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりであります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、昨今の国・県の政策方針や推進課題について、迅速な情報収集を行いながら、山積する政策課題や多様化する住民ニーズに対し、スピーディーな対応が求められております。このため、国・県、他の自治体との連携強化、政策課題の明確化、課題の解決など、副村長を設置し地域振興の推進を図るものであります。

内容につきましては、地方自治法第161条第2項の規定により、副村長の定数を1人と定めるものとなっております。

また、附則において、道志村に副村長を置かないことの条例（平成19年道志村条例第7号）を廃止する内容となっております。

なお、本条例の施行期日は平成30年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） お尋ねいたします。

ただいまの説明の中で、スピーディーな対応、政策課題の明確化とのことでありますが、副村長以外でもその目的を達成する方法はないのか、まずお聞きいたします。

あわせて、文言中の、「施行期日等」とうたっておりますが、その「等」とは何かをお聞きいたします。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質疑に対して、私のほうでお答えいたします。

提案理由は、もう総務課長のほうからお話をしましたので、わかっていると思うんです。

その中で、スピーディーとか行政課題とか、そういう言葉も使っておりますけれども、それに対する答弁になるかと思っておりますけれども、私も、これを提案させてもらう理由は、村議会のほうで何回か話をさせてもらったんですけれども、私が必要と考えた、その必要と考えている理由の中に、道志村の行政をさらにきめ細かく、そして結果を出すための、責任者としてやらなきゃならないことがたくさんあるんですけれども、その一部を副村長にしたいと、さらにいい道志村を建設するための、スムーズな行政サービスをできるようにしたいと考えております。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 文言中の「施行期日等」の「等」についての説明もお願いします。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 施行期日の平成30年4月1日の部分でございますが、これにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、平成30年4月1日から対応させていただきたいと考えております。

これにつきましては、年度が4月から新たな新年度を迎えるということでございます。それに合わせて、組織も体制を整えるという意味もございまして、そんな中で4月1日を選定さ

せていただきました。

[「等」「施行期日等と書いてあるんです」「これが何を指すかということですか」などという声あり]

○総務課長（山口晃司君） この「等」でございますが、「施行期日等」と書いてございますのは、平成19年道志村条例第7号で、道志村に副村長を置かないことの条例を定めたものでございます、それを廃止するというところでございます。

それともう一つは、この条例の、先ほど説明したとおり、施行期日を記載させていただいたということですので、複数の内容がここに書いてあるという意味で、「等」という表現を使っております。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 詳細な議論につきましては協議会のほうで伺っておりますので、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） これで質疑を終わります。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 10番議員、佐藤一仁です。

今回上程されております議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例に反対の討論を行います。

第1の理由は、条例は、言うまでもありませんが自主立法、すなわち一つの法律です。条例には村民に義務を課し、その権利を制限するものがあります。その一方で、行政側にも、決められた条例の中で行政を行う義務が課せられていると思います。その時々々の首長の政策で軽々に変えるものではありません。

第2に、この目的のために、ほかに方法はないのか議論もなく、住民に対する説明もありません。住民の民意も反映されておられません。この条例は、行政のシステムを変える重要な条例であります。住民の意見、学識経験者などの意見を聞く中で、十分に時間をかけて慎重に議論するべきであります。このままでは村民に対して説明ができません。

以上のことを申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（出羽和平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 3番議員の佐藤和彦です。

議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例についてであります。

副村長の定数は1人とする原案に賛成の立場で討論を行います。

これは、道志村に副村長を置かないことの条例（平成19年条例第7号）で制定以来、17年間余り続いてきたということで、当時は行政改革のために、交付金の減少や平成の大合併の国策によりまして村の財政が圧迫され、財政削減のために苦渋の決断をする中、副村長の削減を強いられてきたわけであります。

それから、改善につきまして述べます。

1点、村政について、副村長を置くことにより、県・国への陳情や他の重要な案件会議の機会を逃すことなく、村の利益となる。

2に、道志村に副村長を置くことにより、天災事変が発生した場合、村長が災害対策責任者として副村長の助言や派遣が可能になり、村民の安全・安心を全力で集中できる。

3、道志村に副村長を置くことにより、村長の公約である都留道志トンネル案実現のために、期成同盟に精力的に打ち込むことができる。

4、村長に万が一の不慮の事故があった場合、村政に空白をつくってはならない、村長にかわって指揮がとれることになる。

これらはまだ一部の例であるが、副村長の重要性は、村政のみならず心身の安らぎや安心感といった精神面においても、役場庁舎内に息づくことができると考えます。また、副村長を置くことにより、村民がその成果を求めてくると考えられます。

私は、1年をめどにして、この副村長を置く効果の検証を要望いたしまして、賛成するものであります。

以上です。

○議長（出羽和平君） ほかに討論はありませんか。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口博康君。

○7番（山口博康君） 7番議員、山口博康でございます。

議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例について、賛成の討論を行います。

平成19年地方自治法改正前は、村長が必要であれば助役を設置できる制度であり、ほとんどの期間、助役を置いていたと記憶しています。そのことから考えると、やはり必要性があったものと考えます。

現在を直視してみると、村長と話ができる日は限られております。所要で役場へ来て、村長と話をしようとしても、何回も会えないのが実情です。それだけ出張をしたりしております。私も議長のとときは村長とともに行動していたので、どのくらい出かけるのかよくわかります。

また、昨日の協議会の席で、村長の重大な意思が発表されました。その中に、2期目になって、さらなる村の活性化を図るには、村内での就労の場所の確保のため、企業や財界等の成功者と話をし、企業誘致を実現することや、大きな仕事の導入や、道志村を最大限アピールすることや、周辺市町村との連携等の外交の時間を十分に使うには、村内において行政の推進をしていたのでは時間が制約されてしまうので、村内の対応は意思を同じくする副村長に対応させたいとの発言がありました。私も同じ考えであり、賛同いたします。

自主財源の少ない本村は、村長がトップセールスをして、国・県の情報をいち早くつかみ、本村に適合した事業の導入や、就労の場の確保のための企業誘致や、最大の収入である交付税の最大なる獲得や、大災害時の周辺市町村の早急な応援体制の確立等、村長でなければできない外交に十分な時間をかけられるよう体制を確立する必要があり、副村長を設置し、連携して村の活性化を図るべきと考えます。

1つの人件費を惜しんで大局を見失わない村政の推進をしてもらうため必要と思うので、議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（出羽和平君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（出羽和平君） 起立多数。

よって、議案第1号 道志村副村長の定数を定める条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第2、議案第2号 道志村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第2号 道志村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方自治法第161条の規定により、副村長の設置に伴い関係条例の整備を行うものであります。

内容につきましては、第1条において道志村防災会議条例の一部を改正する条例、第2条において道志村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例、第3条において道志村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、それぞれ副村長を位置づける改正となっております。

第4条において、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例において、副村長の給与を41万5,000円と定め、旅費についても宿泊料、食卓料等を定めた内容となっております。

なお、本条例の施行期日は平成30年4月1日となっております。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第5号 道志村課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第5号 道志村課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案につきましては、現在設置されておりますふるさと創生推進室をふるさと振興課に改め、各種人口減少対策の強化、サテライトオフィスの誘致構想の推進、他自治体との連携強化、村内外への的確な情報提供等を行い、政策的な事務事業を一元化し、効率的でスマートな行政推進を図るものであります。

内容につきましては、第1条第4号「創生推進室」を「振興課」に改める内容となっております。

また、附則において、施行期日を平成30年4月1日と定めております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第17号 「道志の湯」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第17号 「道志の湯」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、当該施設で徴収する使用料の範囲を定めている別表を、村民の大人1日400円を500円に、村民の子供、老人、障害者300円を350円に、村民以外の子供500円を550円に改正するものです。

人件費や施設維持管理費の増加等、現在の施設使用料では対応が難しいため、新たな別表の範囲内において料金の改定を可能とし、健全な経営を目指すことを目的とした改正でございます。

なお、附則におきまして、平成30年4月1日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第24号から議案第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第24号から日程第12、議案第31号までの8案件を一括議題といたします。

村当局より順次、提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第24号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第5回）についてご説明いたします。

平成29年度道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,084万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億684万円とするものでございます。

第1条の補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款村税318万1,000円の増、11款分担金及び負担金20万7,000円の増、12款使用料及び手数料272万4,000円の増、13款国庫支出金1,026万4,000円の減、14款県支出金6,649万8,000円の減、15款財産収入17万3,000円の減、17款繰入金5,708万6,000円の減、19款諸収入266万9,000円の増、20款村債3,440万円の増、歳入合計9,084万円の減額補正となっております。

歳出につきましては、1款議会費178万5,000円の減、2款総務費1,652万5,000円の減、3款民生費1億1,901万9,000円の減、4款衛生費904万7,000円の減、6款農林水産業費6,124万円の増、7款商工費909万1,000円の減、8款土木費884万7,000円の減、9款消防費336万2,000円の減、10款教育費841万7,000円の減、12款公債費28万6,000円の減、13款諸支出金2,429万9,000円の増、歳出合計9,084万円の減額補正となっております。

2項における歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条における既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

第3条、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費によります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第25号 平成29年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,350万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億849万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料50万円の増額、3款国庫支出金1,263万円の減額、6款県支出金433万4,000円の減額、7款共同事業交付金1,365万6,000円の減額、8款繰入金362万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費2,496万5,000円の減額、7款共同事業拠出金786万1,000円の減額、8款保健事業費55万1,000円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第26号 平成29年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,563万3,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入440万円の減額、3款繰入金95万9,000円の減額、9款

県支出金 4 万 4, 000 円を減額するものであります。

歳出につきましては、1 款総務費 242 万 7, 000 円の減額、2 款医業費 289 万円の減額、3 款施設整備費 8 万 6, 000 円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第 27 号 平成 29 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 756 万 2, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 084 万 7, 000 円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、県支出金を 218 万 4, 000 円減額、他会計繰入金を 162 万 2, 000 円増額、村債を 700 万円減額するものです。

歳出につきましては、営業費を 756 万 2, 000 円減額するものです。

起債については、第 2 表地方債補正のとおりです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第 28 号 平成 29 年度道志村介護保険特別会計補正予算（第 3 回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 331 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 882 万 1, 000 円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款保険料 143 万円の増額、3 款国庫支出金 402 万 7, 000 円の減額、4 款支払基金交付金 562 万 5, 000 円の減額、5 款県支出金 235 万 4, 000 円の減額、6 款繰入金 274 万 3, 000 円を減額するものであります。

歳出につきましては、1 款総務費 60 万 3, 000 円の減額、2 款保険給付費 1, 831 万 7, 000 円の減額、4 款地域支援事業費 243 万 9, 000 円の減額、5 款基金積立金 804 万 1, 000 円を増額するも

のであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第29号 平成29年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71万5,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款介護サービス事業収入3万5,000円の減額、2款繰入金62万8,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、1款総務費66万3,000円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第30号 平成29年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,592万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億781万4,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、加入負担金を124万9,000円減額、使用料を14万円増額、他会計繰入金を1,421万2,000円減額、村債を1,060万円減額するものです。

歳出につきましては、浄化槽事業費を2,592万1,000円減額するものです。

起債につきましては、第2表地方債補正のとおりです。

また、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第31号 平成29年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,521万1,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料122万5,000円の増額、5 款繰入金102万1,000円の減額、7 款諸収入11万6,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、1 款総務費 9 万4,000円の減額、2 款後期高齢者医療負担金62万1,000円の増額、3 款保健事業費15万7,000円の減額、4 款諸支出金10万1,000円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号から議案第31号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第5回）、議案第25号 平成29年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、議案第26号 平成29年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）、議案第27号 平成29年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、議案第28号 平成29年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、議案第29号 平成29年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）、議案第30号 平成29年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、議案第31号 平成29年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）、以上8案件は原案のとおり決しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後3時45分)

---

## 平成30年第1回道志村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成30年3月16日（金曜日）午後1時30分開議

- 第 1 議案第 3号 道志村いじめ防止対策推進条例
- 第 2 議案第 4号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 第 3 議案第 6号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 道志村交流活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8号 道志村職員給与条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9号 道志村観光施設等事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第10号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第11号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第12号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第15号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第16号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第18号 道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第15 議案第19号 道志村立観光農園の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第16 議案第20号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について

- 第17 議案第21号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第18 議案第22号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第19 議案第23号 道志水源の森の指定管理者の指定について
- 第20 議案第32号 平成30年度道志村一般会計予算
- 第21 議案第33号 平成30年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第34号 平成30年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第23 議案第35号 平成30年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第24 議案第36号 平成30年度道志村介護保険特別会計予算
- 第25 議案第37号 平成30年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第26 議案第38号 平成30年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第27 議案第39号 平成30年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 同意第1号 道志村副村長の選任について
- 追加日程第2 同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命について

**出席議員（10名）**

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
7番	山口博康君	8番	大田博文君
9番	池谷高明君	10番	佐藤一仁君

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	教育課長	諏訪本栄君

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長 佐藤太清君

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第1回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後1時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第3日目のおりであります。

---

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） 村長から道志村副村長の選任について、道志村教育委員会教育長の任命について、追加案件が提出されました。

これを追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 道志村副村長の選任について、同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。

---

◎議案第3号から議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第3号から日程第2、議案第4号までの2案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育課長、諏訪本栄君。

○教育課長（諏訪本栄君） 議案第3号 道志村いじめ防止対策推進条例についてご説明いたします。

いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的に、かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたいじめ防止対策推進法が施行された。道志村いじめ防止対策推進条例は、いじめ防止対策推進法の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容は、第1章で総則として、第1条で趣旨を定め、第2章で道志村いじめ問題対策連絡協議会の設置、組織、会長等、委員、委員の任期等、会議、庶務、運営を第2条から第9条で定め、第3章で道志村いじめ防止対策委員会、設置、組織、委員、委員の任期等、委員の服務、会議、権限等、報酬及び費用弁償、準用を10条から第18条で定め、第4章で道志村いじめに関する重大事態調査委員会、設置、組織、委員、委員の任期等、準用を19条から23条で定め、第5章で雑則を第24条で定めるものです。

なお、附則で施行期日を平成30年4月1日から施行する。また、道志村各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正すると定めております。

以上が道志村いじめ防止対策推進条例の内容になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第4号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、従来まで都道府県が条例で定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は市町村が定めることとされました。これは、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに積極的に市町村がかかわっていくよう保険者機能の強化という観点から市町村に権限移譲をすることが適当とされたものであります。

また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、従来の基準について所要の改正を行い新規条例として制定するものでございます。

条例の構成につきましては、第1章から第4章までの第32条立てとなっております。

第1章の総則では、第1条の趣旨から第3条の基本方針までを定めております。

第2章の人員に関する基準では、第4条の従業者の定員から第5条の管理者を定めております。

第3章の運営に関する基準では、第6条の内容及び手続の説明及び同意から第31条の記録の整備を定めております。

第4章の基準該当居宅介護支援の事業に関する基準では、第32条の準用を定めております。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

また、経過措置として、指定居宅介護支援事業所の管理者は、平成33年3月31日までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員とすることができるものとしております。

以上が道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の内容でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号から議案第4号までの2案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 道志村いじめ防止対策推進条例、議案第4号 道志村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、以上2案件は原案のとおり決しました。

---

◎議案第6号から議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第6号から日程第13、議案第16号までの11案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第6号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、これまで育児休業期間は、原則として1歳に達するまで保育所等に入れない等の場合、例外的に子が1歳6カ月に達するまでに延長できるとされておりました。今回の改正により、1歳6カ月に達した時点で保育所に入れない場合は、再度申し出をすることにより、育児休業期間を2歳まで延長できる内容となっております。

なお、本条例の施行期日は平成30年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第7号 道志村交流活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、平成25年に横浜市から譲渡された道志村交流活動センターの名称及び位置を条例において定めておりましたが、条文において指定されている本文の追加と施設の位置を現在の地番である道志村9012番地に改正する内容となっております。

なお、本条例の施行期日は公布の日からとなっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第8号 道志村職員給与条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、国の人事院規則に準じた給与条例の改正を行う内容となっております。

内容につきましては、第1条において、管理職特別勤務手当の週休日等における手当額は「6,000円」から「7,000円」に、平日深夜における手当額を「6,000円」から「3,500円」にそれぞれ改正する内容となっております。

また、第2条においては、平成27年4月に行われた給与条例の一部改正による経過措置に

ついて、国の廃止予定と同様に平成30年3月31日に廃止するものとなっております。

なお、本条例の施行期日は平成30年4月1日となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案第9号 道志村観光施設等事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村観光施設等事業特別会計については、平成25年度以降運用がなされていないため、道志村観光施設等事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の名称を「道志村観光施設等事業特別会計基金」から「道志村観光施設等事業基金」に改め、基金の設置目的に沿った運用が図られるよう改正するものであります。

改正内容につきましては、第1条及び第4条中の「道志村観光施設等事業特別会計基金」を「道志村観光施設等事業基金」に改め、5条において基金の設置目的を達成するための経費に充てる場合に限り、処分することができること改正した内容となっております。

なお、附則において、公布の日から施行すると定めております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第10号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2の規定に、規定の新設に伴う所要の改正を行うものでございます。

条例改正の背景といたしまして、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移ったものについては、住所地特例を設けて従前の住所地の被保険者としております。しかし、後期高齢者制度においては、住所地特例者が75歳到達等により、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行する場合、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されていないため、施設所在地の後期高齢者医療広域連合が保険者となっているため、条例改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましてご説明いたします。

国民健康保険は、国民健康法の規定により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされるものが75歳到達等により、後期高齢者医療制度に加入した場合には、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者広域連合の被保険者とする改

正でございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第11号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、道志村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の背景といたしまして、平成30年度制度改正によって運営主体が山梨県になることに伴い、運営方針に沿った国保運営を段階的に行う必要があるとされております。また、高齢化の進展により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況にあること、今後、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平性を図る観点から、低所得者の保険料軽減措置の拡充を段階的に行う必要があることなどがあります。

条例改正の内容につきましては、次のとおりでございます。

国民健康保険運営協議会の名称を「国民健康保険運営協議会」から「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

医療分の課税限度額の引き上げとして、基礎課税額に係る限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険の軽減の拡大として被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得算定基準を5割軽減の金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の金額を「49万円」から「50万円」に引き上げるものでございます。次に、保険料ほか割合の変更については山梨県国民健康保険運営方針では、算定方式を3方式の平準化を目指していることから、付加割合の資産割を段階的に変更するものでございます。

なお、附則第1条において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。また、2条において改正後の国民健康保険条例の規定は、30年度以降の年度分の保険料について適用し、29年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容となります。

引き続きまして、議案第12号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険制度の改正により条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の背景といたしましては、介護保険法施行規則において、地域密着型サービス事業者の資格要件の改正がされたためであります。

条例改正の内容につきましては、地域包括ケアシステムを推進するため、看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準の緩和について明確化する改正であります。

第3条において、看護小規模多機能型居宅介護の指定に関する基準が緩和され、サービス供給量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和したものでございます。

現行の看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要ですが、医療法の許可を受けて診療所を開設しているものも認められることとした規定でございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

引き続きまして、議案第13号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険法に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めており、介護保険制度の改正により条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進について、第3章において、共生型地域密着型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定したものでございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のオペレーターの選任要件等の緩和について、第6条等においてオペレーターにかかわる訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験について1年以上に変更するものでございます。

利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問看護師及び指定訪問看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めることとするものでございます。療養通所介護の定員数の見直しにつきましては、第59条において、利用定員数を9人以下から18人以下に引き上げるものでございます。

共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しにつきましては、第65条において普及促進を図る観点からユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入所者数と合

わせて12人以下に見直すものがございます。

地域密着型介護老人福祉施設における入所者の病状の急変等への対応方針の策定義務につきましては165条等において、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを理由づけたものがございます。

看護小規模多機能型居宅介護の見直しにつきましては、第191条等について、サービス、供給量をふやす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を創設し、基準を設けることといたしました。また、サービス供給量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和したものがございます。

医療と介護の複合型施設である介護医療院の創設に伴う所要の改正につきましては、介護医療院の創設に伴い、本則中「介護医療院」の文言の追加を行ったものがございます。

以上が改正の内容となります。

なお、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第14号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険制度の改正により条例の一部を改正するものがございます。

条例改正の背景といたしましては、地域包括ケアシステムをさらに推進するために、認知症の人への対応の強化を図ります。質の高い介護サービスを実現するために、身体的拘束等の適正化の推進を図ります介護医療院創設に伴う所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、第9条におきまして、認知症の人への対応の強化を図るため利用定員の見直しを行うものがございます。

第78条におきまして、身体的拘束等の適正化の推進を図るため、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に措置を講じなければならないと規定したものといたします。

第5条等において、医療と介護の複合型施設である介護医療院の創設に伴う所要の改正でございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第15号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いた

します。

この条例は、介護保険料について、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の背景といたしましては、介護保険法第117条に基づき、3年に1期とする本村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年から平成32年度に係る介護保険料の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を平成27年度から平成29年度までの月額6,000円を据え置き、同額の6,000円とするものでございます。

上記により、当該条例において、保険料に係る改正は、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」と改正を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第16号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

この条例は介護保険法の改正に基づき主要な改正を行うものでございます。

条例改正の背景といたしましては、地域包括ケアシステムをさらに推進するため、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること、居宅介護支援事業と医療機関との連携の強化を図ること、質の高い介護サービスの実現のため、公平中立なケアマネジメントの確保を図ることについて明確化する改正となります。

条例改正の内容につきましては、第2条において、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、障害福祉サービスを推進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を規定すること。第5条2項において、利用者の意思に基づいた契約であることを確保すること。また、これらに違反した場合は、報酬を減額することなどを規定しております。第5条3項において、居宅介護支援事業所と医療機関との連携の強化について規定したものでございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容となります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、11案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、11案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第16号までの11案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

11案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 道志村交流活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第8号 道志村職員給与条例等の一部を改正する条例、議案第9号 道志村観光施設等事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 道志村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第12号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第13号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第15号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例、議案第16号 道志村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上11案件は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第18号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 次に、日程第14、議案第18号から日程第15、議案第19号までの2案件を一括議題といたします。

村当局より順次説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第18号 道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成28年3月をもって閉鎖され、既に取り壊されたグリーンロッジについて、設置及び管理に関する条例が必要なくなったため廃止する条例でございます。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行するものと定めております。

続きまして、議案第19号 道志村立観光農園の設置及び管理条例を廃止する条例についてご説明いたします。

本条例は、既に民間に譲渡され、現在村で管理していない観光農園についての不要となった設置及び管理条例を廃止するための条例でございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号から議案第19号までの2案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例、議案第19号 道志村立観光農園の設置及び管理条例を廃止する条例、以上、2案件は原案のとおり決しました。

◎議案第20号から議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第16、議案第20号から日程第19、議案第23号までの4案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第20号 道志村福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

本施設の指定管理につきましては、平成30年3月31日の期限をもって指定期間が満了となります。このため、新たに本施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第20号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第224条の2第3項及び道志村福祉センターの設置及び管理条例第10条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村福祉センター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、山梨県大月市大月町真木4660番地、社会福祉法人平成福祉会理事長、相馬秀守。

3、指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提出理由は、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由でございます。

以上、ご審議をよろしく願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第21号及び議案第22号は、平成30年3月31日をもって指定管理期間が終了する公の施設を、また、議案第23号は、新たに指定管理期間が始まる公の施設を地方自治法第244条の2第3項及び各公の施設の設置及び管理に関する条例に基づき、平成30年4月1日からの指定管理者を指定するものでございます。

各施設の議案を読み上げることで説明とさせていただきます。

議案第21号 道志の湯の指定管理者の指定について。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志の湯。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

議案第22号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

議案第23号 道志水源の森の指定管理者の指定について。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志水源の森。

指定管理者となる団体の名称、東京都渋谷区代々木2-16-17、株式会社スポーツデザイン研究所代表取締役、上柿和生。

指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上の施設についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号から議案第23号までの4案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

4案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 道志村福祉センターの指定管理者の指定について、議案第21号 道志の湯の指定管理者の指定について、議案第22号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について、議案第23号 道志水源の森の指定管理者の指定について、以上、4案件は原案のとおり決しました。

◎議案第32号から議案第39号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第20、議案第32号から日程第27、議案第39号までの8案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次説明願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第32号 平成30年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

平成30年度道志村一般会計予算につきましては、第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,500万円と定めたものとなっております。

歳入につきましては、1款村税1億9,203万1,000円、2款地方譲与税1,052万6,000円、3款利子割交付金23万7,000円、4款配当割交付金70万1,000円、5款株式譲渡所得割交付金70万5,000円、6款地方消費税交付金2,831万3,000円、7款自動車取得税交付金218万7,000円、8款地方特例交付金23万4,000円、9款地方交付税9億4,858万2,000円、11款分担金及び負担金219万9,000円、12款使用料及び手数料5,369万7,000円、13款国庫支出金5,340万3,000円、14款県支出金5,601万5,000円、15款財産収入41万9,000円、16款寄附金1億4,552万7,000円、17款繰入金1億441万2,000円、18款繰越金7,000万円、19款諸収入1,135万5,000円、20款村債2億7,445万7,000円、歳入合計19億5,500万円となっております。

歳出につきましては、1款議会費4,166万2,000円、2款総務費5億1,425万6,000円、3款民生費2億5,584万2,000円、4款衛生費1億1,789万7,000円、6款農林水産業費1億4,802万4,000円、7款商工費5,996万4,000円、8款土木費2億1,927万2,000円、9款消防費1億91万4,000円、10款教育費1億7,937万2,000円、12款公債費3億1,050万9,000円、13款諸支出金228万8,000円、14款予備費500万円、歳出合計19億5,500万円となっております。

款ごとの全体予算における割合につきましては、議会費が2.1%、総務費が26.3%、民生費が13.1%、衛生費が6.0%、農林水産費7.6%、商工費3.1%、土木費11.2%、消防費5.2%、教育費9.1%、公債費15.9%、諸支出金0.1%、予備費0.3%となっております。

歳出の詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書のとおりとなっております。なお、第2条地方債の内訳は、第2表地方債によります。

また、第3条地方自治法第235条の3第2項により一時借入金の借入額の総額を5億円と定め、第4条において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる事項を定めたものとなっております。

平成30年度一般会計予算につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第33号 平成30年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億117万8,000円と定めております。第2条におきまして、歳出予算の流用について定めるものであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な基盤であり、安定的な運営を可能となるようにするためには、国の財政支援を拡充するとともに、都道府県内において同一的な方針のもとに運営を行い事務の効率化を図る必要があります。

平成30年度から山梨県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させるということとなりました。一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収といった地域におけるきめ細かい事業を引き続き担当することとなりました。

山梨県国民健康保険運営方針のもと、県と市町村が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課・徴収、保健事業、その他の保険者の事務を共通認識し、事業の広域化、効率化を進めていくものでございます。また、取り組みの状況を定期的に把握、分析した結果を検証し、3年ごとに運営に必要な見直しを行うことといたしたところであります。

保険給付につきましては、市町村で行い、都道府県が給付に必要な費用を全額市町村に交付することとしており、また同時に、市町村の財政調整のために都道府県から市町村に交付金が交付をされます。

保険給付費等交付金は、市町村が保険給付に必要な費用を交付する役割を有すると同時に、個別の事情に着目した財政調整を行う役割も有することとなります。どちらも都道府県に新たに設置された国保特別会計から市町村の国保会計に交付されます。具体的には、都道府県から市町村が賦課・徴収した保険料を国民健康保険事業費納付金として取りまとめるもので

ございます。

この激変緩和調整措置については、向こう6年間行われる予定であります。その間、国保運営を安定させ、国保保険料の増加をさせないよう取り組んでいくと同時に、いずれは保険料を県下統一にすることが目標であります。

道志村の今後の国保運営として、保険料算定方式の一つである資産割を2年間で廃止し、今後、保険料から保険税への変更を検討していく必要があります。

それでは、平成30年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

国民健康保険料につきましては、加入世帯から徴収する保険料6,768万円と定め、使用料及び手数料2万円、県支出金として保険給付費等交付金普通交付金1億6,517万5,000円、保険給付費等特別交付金2,788万6,000円、へき地診療施設運営費補助金1,394万2,000円などを合わせて2億854万7,000円とするものでございます。

繰入金につきましては、法定繰入金として2,404万5,000円とし、繰越金1,000円、諸収入88万4,000円、財産収入1,000円と定め、歳入総額を3億117万8,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は、職員の人件費、業務に係る経費として1,188万7,000円と定めております。

保険給付費は、療養給付費及び高額療養給付費の減額により1億6,751万円と定めております。

制度改正により新規設定されました国民健康保険事業費納付金は7,106万円とするものです。

保健事業費は279万円、基金積立金1,000円、諸支出金として償還金及び還付加算金460万2,000円、診療所特別会計への繰出金4,182万8,000円、予備費150万円と定め、歳出総額を3億117万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

引き続きまして、議案第34号 平成30年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,626万9,000円と定め、第2条を地方債において、第3条において歳出予算の流用について定めるものでございます。

診療所の運営につきましては、平成28年4月の医科診療所の医師交代により診療日数及び診療時間の増加により住民ニーズに対応した地域医療の充実に努め、診療収入及び診療件数も増加しております。歯科診療所におきましては、地元の医師ということもあり、特に地域

に密着した医療の充実と診療時間の増加に努めているところでございます。

それでは、平成30年度の予算につきましてご説明いたします。

歳入予算からご説明いたします。

診療収入において、医科診療所282万円増加の4,458万1,000円、歯科診療所24万円減額の1,104万1,000円とし、診療収入の総額を258万円増額の5,565万2,000円と定めております。使用料及び手数料は、医科診療所13万2,000円、歯科診療所1,000円、繰入金につきましては、国民健康保険会計から4,182万8,000円、一般会計から1,673万4,000円とし、総額を5,856万2,000円と定めております。諸収入は、医科48万1,000円、歯科62万円、合計110万1,000円とし、村債を過疎対策事業債40万円、県支出金はへき地診療所施設整備費補助金として42万1,000円と定め、歳入総額を1億1,626万9,000円と定めております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

総務費は、職員の人件費、業務に係る経費として医科診療所4,580万円、歯科診療所2,812万3,000円とし、総務費の総額を7,392万3,000円と定めております。医業費につきましては、医科医業費2,204万7,000円、歯科医業費534万円とし、医業費の総額を2,738万7,000円と定めております。施設整備費につきましては、医科の設備として84万3,000円、公債費1,311万6,000円、予備費を100万円と定め、歳出総額を1億1,626万9,000円と定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第35号 平成30年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,856万3,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

歳入予算の主な内容でございますが、加入負担金469万8,000円、水道使用料が760万円、他会計繰入金3,343万5,000円、繰越金20万円、村債が5,260万円とするものです。

歳出につきましては、簡易水道事業費7,265万7,000円、公債費2,540万6,000円、予備費50万円とするものです。

第2条は地方債について定めております。起債の目的等については、第2表地方債によります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第36号 平成30年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億466万5,000円と定め、第2条において、歳出予算の流用について定めるものであります。

介護保険につきましては、介護認定者は多少減少しておりますが、保険給付費は平成27年度から減少傾向にあります。介護保険事業につきましては、第6期介護保険事業計画の指針により、健康で生きがいのある生活支援、地域での見守り支援体制の充実、介護サービスの充実と介護保険制度の適切な運営による介護と医療の連携による事業の推進を図っているところであります。また、現在平成30年度から第7期介護保険事業計画を策定しているところであります。

平成30年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

介護保険料につきましては、第6期介護保険事業計画で定めている基準月額6,000円を据え置き同額の6,000円と定め、4,606万円と定めております。使用料及び手数料を1,000円、国庫支出金4,358万9,000円、支払基金交付金4,990万8,000円、県支出金2,822万3,000円、繰入金は法定繰入金として一般会計から3,438万円、基金繰入金から2,000円とするものでございます。繰越金は前年度決算における余剰金250万円を繰り入れ、諸収入2,000円と定め、歳入総額を2億466万5,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は、介護保険業務を行うための介護保険システム使用料、介護認定審査会などの経費として543万2,000円と定めております。保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費の減額により1億8,215万6,000円と定めております。地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業及び包括的支援事業等の増加により1,347万5,000円とし、基金積立金1,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金260万1,000円、予備費100万円と定め、歳出総額を2億466万5,000円と定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第37号 平成30年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58万7,000円と定めるものでございます。

平成30年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

介護サービス事業収入を20万6,000円、一般会計からの繰入金38万1,000円とし、歳入総額を58万7,000円と定めるものでございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費において業務を行うためのシステム委託費を43万2,000円、事務機使用料を15万5,000円と定め、歳出総額を58万7,000円と定めております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第38号 平成30年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億977万9,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

歳入予算の主な内容でございますが、加入負担金259万3,000円、使用料1,577万円、他会計繰入7,111万4,000円、繰越金が10万円、村債2,020万円とするものです。

歳出につきましては、浄化槽事業費8,739万9,000円、公債費2,233万円、予備費50万円とするものです。

第2条は、地方債について定めております。起債の目的等については、第2表地方債によります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第39号 平成30年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,703万7,000円と定めるものでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった制度であります。運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、平成30年度の保険料につきましては改定せず据え置きとなり、平成31年度まで同額の保険料となりました。市町村の業務としては、保険料徴収、各種申請受け付け、被保険者証の発行、広報PR業務などを担当するものでございます。

平成30年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合において、保険料率を現行のまま据え置くことを決定したため、1,746万円と定めております。広域連合支出金の特定健診事業補助金として33万5,000円、使用料及び手数料2,000円、国庫支出金54万円、分担金及び負担金12万円、繰入金として一般会計からの法定繰入金2,847万6,000円、諸収入10万4,000円と定め、歳入総額を4,703万7,000円と定めるものでございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は、業務管理費及び事務費使用料として182万1,000円、後期高齢者医療広域連合への医療負担金として4,373万8,000円、保健事業費の特定健診事業費87万7,000円、諸支出金の保険料還付金10万1,000円、予備費を50万円と定め、歳出総額を4,703万7,000円と定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号から議案第39号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成30年度道志村一般会計予算、議案第33号 平成30年度道志村国民健康保険特別会計予算、議案第34号 平成30年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、議案第35号 平成30年度道志村簡易水道事業特別会計予算、議案第36号 平成30年度道志村介護保険特別会計予算、議案第37号 平成30年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、議案第38号 平成30年度道志村浄化槽事業特別会計予算、議案第39号 平成30年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上8案件は原案のとおり決しました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、同意第1号 道志村副村長の選任について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 同意第1号 道志村副村長の選任についてご説明いたします。

本案件につきましては、次の者を道志村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村11420番地。氏名、長田公明。生年月日、昭和22年6月13日。提案理由につきましては、地方自治法第161条及び第162条により、副村長の定数を1名と定め、議会の同意を得てこれを選任するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第1、同意第1号 道志村副村長の選任について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） 起立多数です。

よって、同意第1号 道志村副村長の選任については、同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第2、同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、諏訪本栄君。

○教育課長（諏訪本栄君） 同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

平成30年3月31日をもって現教育長が任期満了により退職となるため、次の者を道志村教育委員会教育長に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村3957番地。氏名、佐藤文泰。生年月日、昭和31年11月8日。

以上が道志村教育委員会教育長の任命についてです。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第28、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 平成30年第1回道志村議会3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月7日の開会以来、本日の閉会までの会期中、議員各位におかれましては、慎重審議を賜り、提出いたしました41案件につきまして、原案どおり可決、承認をいただき心からお礼

を申し上げる次第であります。

また、本定例会において議員各位からいただきましたご提言などにつきましては、真摯に受けとめ今後の行政運営にしっかりと反映してまいりたいと考えております。今後ご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

さて、副村長の選任についてご承認をいただき、また課の新設による地方改革など、平成30年度は、新しい体制のもと村政を運営を行うことになりましたが、新年度予算においても、サテライトオフィス、企業誘致事業、公共交通の検証事業、情報通信施設整備事業、戸建て住宅の建設、役場庁舎整備検討委員会の開催など、新規事業がめじろ押しとなっています。

また、まだ想定の上での段階ですが、2020年東京オリンピックのロードレースの準備を進める必要があると思います。いずれの事務事業につきましても、議会、村民の皆さんのご理解とご協力をいただかなければ実施できないのであります。どうか、今後の行政運営に対しましてご理解とご協力をいただきますことを重ねてお願い申し上げます。

結びに、議員各位のますますのご健勝をご祈念申し上げ、平成30年第1回道志村議会3月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。本定例会、まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって、平成30年第1回道志村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後3時02分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---